

別紙

諮問第744号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に電話相談した際の相談受付票」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年4月10日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報のうち相談窓口対応者のサイン並びに医療機関等対応者の所属及び氏名は、審査請求人以外の個人の特定につながるため、条例16条2号に該当する。

また、対応内容や医療機関との連絡調整内容が記載された部分は、開示されると、信頼関係維持等の観点から事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月18日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年2月18日（第213回第一部会）から同年6月24日（第216回第一部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、審査請求人が平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に東京都福祉保健局医療政策部医療安全課所管の医療安全支援センター「患者の声相談窓口」に電話相談した際の相談受付票（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、本件一部開示決定を行った。

イ 「患者の声相談窓口」について

「患者の声相談窓口」は、医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援するために設置され、個人と医療機関との紛争解決の糸口となるよう相談に対応するものである。そのため必要に応じて医療機関等との連絡調整を行うが、医療機関等からの情報は、この前提に基づき任意に提供されるものである。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、相談窓口対応者のサイン並びに医療機関等対応者の所属及び氏名（以下「本件非開示情報1」という。）について条例16条2号に、また、「対応内容」欄記載事項及び「対象医療機関等との連絡調整など」欄記載事項（以下「本件非開示情報2」という。）について条例16条6号に該当するとして、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は審査請求人以外の者の氏名及び所属であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できることが確認された。

したがって、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、「対応内容」欄の非開示部分には、相談を受けた際の相談員の具体的な対応状況や判断内容等が記載されていることが確認された。

このような情報を相談者に開示することとなると、今後、相談員が相談事項についての具体的な判断内容等を率直かつ詳細に記録することを躊躇するようになると考えられ、その結果、正確な事実の把握が困難になり、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害されるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、「対象医療機関等との連絡調整など」欄には、「患者の声相談窓口」が医療機関等から提供を受けた情報が記載されていることが確認された。実施機関の説明によれば、医療機関等からの情報提供は、当該患者と医療機関等との関係改善を目的とした任意の協力によるものであるとのことである。このような情報を相談者に開示することとなると、実施機関と医療機関等との信頼関係が著しく損なわれ、今後、医療機関等は提供した情報が当該相談者に開示されることを警戒し、「患者の声相談窓口」の行う照会等に協力しなくなることが考えられ、その結果、患者と医療機関等との信頼関係の構築支援等という目的の達成が阻害されるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子